

ほうじん北沢

2017年 2・3月号

北沢税務協力団体主催 平成29年 新年賀詞交歓会	4
平成29年全法連・東法連共催「新年賀詞交歓会」	5
税金クイズ大会・会員勲奨表彰式・新年賀詞交歓会	6
広瀬副会長「世田谷都税事務所長感謝状贈呈式」	8
女性部会新年会・第20回 女性部会SKT連絡協議会に参加して	9
代沢・代田支部望年会・移動研修	17
千歳台・船橋支部 ちとふな祭りの税金クイズ／給田・北烏山支部 芋煮会	18
経堂支部 会員会議・新年会／女性部会 せたがや梅まつり	19
明大前支部・梅丘支部合同 新春祝賀会・地域別懇談会	20
会員紹介	21
日本政策金融公庫からのお知らせ	2
都税事務所からのお知らせ	3
法律相談 「労働審判について」 井上 侑	10
経理の知識 「業種で見る税法」 川辺 洋二	11
平成29年度 税制改正大綱	12
大切ですよ！就業規則「過労死ゼロ等緊急対策」松崎 直彦	14



国の教育ローンのご案内

➤ 融資制度の概要

融資限度額

- お子さま1人につき**350万円以内** ※海外留学資金は最大**450万円以内**

ご返済期間

- **15年以内**(交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は18年以内)

金利

- **年1.81%**(平成28年11月10日現在) **固定金利**

※母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は**年1.41%**

※利率は金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。

お使いみち

- 学校納付金(入学金、授業料、施設設備費など)
- 受験にかかった費用(受験料、受験時の交通費・宿泊費など)
- 住居にかかる費用(アパート・マンションの敷金・家賃など)
- 教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など

※今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。

※入学資金については、入学される月の翌月末までのご融資となります。

ご融資の対象となる学校(修業年限が原則6ヵ月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に)

- 高校、短大、大学、専修学校、海外の高校、大学 など

※学校によっては、一定の要件を満たす必要があります。

くわしくは、ホームページをご覧ください。教育ローンコールセンターまたは支店の窓口までお問い合わせください。

教育ローンコールセンター



0570-008656 または 03-5321-8656

国の教育ローン

検索

受付時間 月～金:9:00～21:00 土曜日:9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。



<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

〒150-0041 渋谷区神南 1-21-1(日本生命渋谷ビル 2・3階)

TEL:03-3464-3914 (融資相談担当:西川)

—都税についてのお知らせ—

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

- ◇ 自動車を譲渡したとき：平成29年3月31日（金）までに「移転登録」をお済ませください。
 - ★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。
- ◇ 廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに「抹消登録」をお済ませください。
 - ★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
平日 9時～17時（土・日・休日を除く）

—都税についてのお知らせ—

自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続きが必要です。変更登録の手続きが遅れますと、自動車税の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請は、インターネット・携帯電話から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続きを行ってください。

- ※ 東京ナンバーの自動車に限ります。
- ※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。
- ※ 電子申請をご利用いただくには、東京電子自治体共同運営サービスへの利用者登録が必要です。

詳しくは、

主税局 自動車税 住所変更

検索



【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
平日 9時～17時（土・日・休日を除く）

北沢税務協力団体主催 平成29年 新年賀詞交歓会



あいさつ
北沢税務署副署長
土川 竜一様



懇親会開会のことば
飯野 光彦会長

平成29年1月13日(金)、オペラシティ54階の東天紅において北沢税務協力団体主催による新年賀詞交歓会が開催されました。

本年の当番会は北沢納税貯蓄組合連合会で、常任理事の石川光太郎氏の司会のもと、山田副会長の開会のことばを皮切りに、島田会長による当番幹事あいさつなどのあと、土川北沢税務署副署長(当日、湯本署長は所用のためご欠席)から新年のご挨拶をいただきました。

本年は特に「マイナンバー制度」施行元年とあって、その普及が年頭の言葉として多数語られました。

また、賀詞交歓会にひき続き、第二部の懇談会が飯野会長の開会のことばにて開始され、北沢税務署副署長である山田眞由美様による乾杯の音頭にて団らんのひとつとなり、北沢間税会 喜々津会長の中締めのもと、青色申告会 石塚会長の閉会のことばにより、賀詞交歓会および懇談会は無事閉会となりました。



当会出席者テーブルにて

平成29年 北沢税務協力団体主催 新年賀詞交歓会

司会 北沢納税貯蓄組合連合会 常任理事 石川 光太郎様

***** 賀詞交歓会次第 *****

開会のことば 北沢納税貯蓄組合連合会 副会長 山田 正和様

当番幹事あいさつ 北沢納税貯蓄組合連合会 会 長 島田 益吉様

ご来賓紹介 北沢納税貯蓄組合連合会 副会長 穴戸 平和様

署長あいさつ 北 沢 税 務 署 署 長 湯本幸治様

閉会のことば 東京税理士会北沢支部 支部長 北山 雅也様

***** 懇談会次第 *****

開会のことば (公社)北沢法人会 会 長 飯野 光彦

乾 杯 北 沢 税 務 署 副署長 山田眞由美様

中 締 め 北 沢 間 税 会 会 長 喜々津英二様

閉会のことば (一社)北沢青色申告会 会 長 石塚一信様

エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

私たちは、企業の発展を通して社会に貢献します。
当事務所では電子申告を積極的に推進しています。

飯室税務会計事務所

所 長 飯 室 和 弘

税理士

〒156-0057 世田谷区上北沢 4-16-11-3F

TEL.03(3303)8151(代)

FAX.03(3303)8131

URL. <http://www.e-adviser.jp/iimuro>

平成29年全法連・東法連共催「新年賀詞交歓会」



平成29年1月18日(水)に毎年恒例の全法連・東法連共催による「新年賀詞交歓会」が帝国ホテル孔雀西の間で開催されました。第1部「新春記念講演」では、青山学院大学特任教授の御厨(みくり)貴氏をお招きして「日本の政治と世界の動向」の講演がありました。二日後がトランプ大統領就任式とあって、今後の日米関係を含めた興味深い考察やエピソード等を中心に貴重な話を聞くことができました。



続いて第二部の「受章祝典」では、国税庁長官納税表彰で飯野会長が表彰され晴れがましい気持ちになりました。第三部の賀詞交歓会では、副会長6名と本庄総務委員長にもご出席いただき、会長の受彰お祝いを兼ねて懇談に花が咲きました。今年も一人でも多くの会員様が日頃の活動を認めていただき、様々な表彰を受けられることを切に願う新年の始まりでした。

(事務局 廣住 純)

～全法連が各所に配布した資料「行動する法人会」～

行動する法人会

—平成29年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成29年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

財務省

10月27日

財務副大臣 木原 稔氏



左から 木原財務副大臣、柳田税制委員長、横山専務理事

自民党

予算・税制等に関する政策懇談会
10月20日

財政・金融・証券団体委員長 牧島かれん氏

山口 泰明氏 井上 信治氏 土井 亨氏
吉野 正芳氏 奥野 信亮氏 土屋 正忠氏
神田 憲次氏 石崎 徹氏 大野敬太郎氏
小倉 将信氏 中谷 真一氏 黄川田仁志氏
中山 展宏氏 藤原 崇氏 築 和生氏
山田 賢司氏 山田 美樹氏 長峯 誠氏
松川 るい氏 他



公明党

財政・金融部会団体ヒアリング
11月14日

財政・金融部会長 上田 勇氏



民進党

財政・金融部門団体ヒアリング
11月9日

ネクスト財務・金融大臣 大塚 耕平氏
古川 元久氏 白 眞勲氏 吉賀 之士氏



国税庁

表敬訪問 12月5日

長官 迫田 英典氏
次長 飯塚 厚氏

課税部長 川嶋 真氏



右中央 迫田国税庁長官、右奥 飯塚次長
左奥から 柳田税制委員長、池田会長、横山専務理事

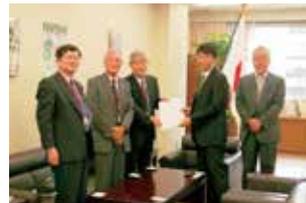


右奥 川嶋課税部長
左奥から 池田会長、柳田税制委員長、横山専務理事

中小企業庁

10月18日

長官 宮本 聡氏
事業環境部長 吉野 恭司氏



右手前から 宮本中小企業庁長官、吉野事業環境部長
左奥から 柳田税制委員長、長谷川税制副委員長、横山専務理事

総務省

11月7日

自治税務局長 林崎 理氏



左から 林崎自治税務局長、柳田税制委員長、横山専務理事

この他、日本維新の会および参議院の比例代表選出議員等に対し提言書を送付しました。

©(公財)全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6 Tel:03-3357-6681 Fax:03-3357-6682 http://www.zenkokuhojinai.or.jp/

税金クイズ大会・会員勸奨



司会：宮城 税制副委員長

去る1月26日に法人会館の近くの梅丘パークホールで開催された新年賀詞交歓会・会員勸奨表彰式に先立ち、我々税制委員会主催の「第1回税金クイズ大会」が行なわれた。

これは当会の新しいイベントであり、更なる税への理解、また税知識の普及を目指したものである。それは勿論単発的なものではなく、また税制委員会に関わらず、各支部の会合の時にレギュラー的に行なわれるべきものと、我々は考えている。

今回は三部構成のイベントの第一部として、一般公開の形になり、会員以外の方も参加していただいた。問題集の作

成は北沢税務署の清水上席にお手伝いを頂き、当委員会主催の税務研修の時に、小規模ながらプライベート的なもので経験を積んだつもりではあった。それでも90人以上の回答者の参加、そして賞品の存在と知識欲の熱さの相乗効果で大変盛り上がった。それだけに至らないところが多々あったことは、大変申し訳なく、これからその反省を生かしていかなければと思う。そして税知識の普及という意味に於いては、これは継続させなければならないし、内容も更に充実させなければならない。

(税制委員会 副委員長 宮城 直樹)



税金クイズ大会
開会の挨拶
蜂谷 副会長



クイズの内容はプロジェクターでの投影も行なわれました

平成29年「税金クイズ大会・会員勸奨表彰式」次第

*****第1部 税金クイズ大会*****

司会：宮城 税制副委員長
担当副会長 蜂谷 和明
開会のことば
税金クイズ大会
閉会のことば 税制委員長 松崎 直彦

*****第2部 会員勸奨表彰式*****

司会：瀬川 組織副委員長
委員長あいさつ 組織委員長 馬場 宏明
表彰式
(司会)
会長あいさつ 会長 飯野 光彦

固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4

☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式 大成出版社

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

表彰式・新年賀詞交歓会



会員勸奨表彰式あいさつ
馬場 組織委員長



新年賀詞交歓会 司会
山中 総務副委員長

会員勸奨表彰式で表彰された馬場組織委員長は、組織委員会において会員拡大の指示を行なうだけでなく、自らが率先して会員拡大のための行動を履行し、本年度一位の会員獲得数という輝かしい功績を挙げ、表彰されました。



表彰状を馬場組織委員長(左)に手渡す飯野会長(中央)

平成29年「新年賀詞交歓会・懇親会」次第

****第3部 新年賀詞交歓会・懇親会****

司会：山中 総務副委員長

副会長 広瀬 淡

会長あいさつ 会長 飯野 光彦

来賓あいさつ 北沢税務署長 湯本 幸治 様

来賓紹介

(司会)

乾杯 顧問 折元 定夫

顧問 松林 久行

～ご 歓 談 ①～

来賓あいさつ

世田谷都税事務所 所 長 渡辺 正英 様

大同生命保険(株) 渋谷支社長 平野 知也 様

AIU 損害保険(株) 法人会推進部長 成木 恒寿 様

アフラック 東京第一支社長 小平 正 様

新入会員紹介 (司会)

～ご 歓 談 ②～

中 締 め 副 会 長 梶 原 利 文

閉会のことば 副 会 長 山 崎 富 美 子



新年賀詞交歓会にて
新春の挨拶をされた
土川 北沢税務署副署長



折元顧問と松林顧問による
乾杯の音頭にて、懇親会がスタート

年初めの北沢法人会新年のご挨拶会、それぞれの支部会員同士、他支部との親睦会でもあり、また御来賓として北沢税務署、都税事務所の方々もご参加いただき、年初めに相応しい交歓会となりました。昨年入会された新会員の紹介の時間もあるので、新会員の方を積極的に参加いただき、魅力的な内容も加味した事業として位置づけることが必要かと思いました。

(広報委員長 竹股 克之)

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 渡瀬 靖夫
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
☎(3413)0560 FAX(3413)2429

◆愉快的な生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

(利) 株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7
パインフィールドビル 6階
TEL 03(3327)1111(代表)

広瀬副会長「世田谷都税事務所長感謝状贈呈式」



平成 29 年 2 月 3 日（金）に平成 28 年度 世田谷都税事務所長 感謝状 贈呈式が、昨年 10 月に完成したばかりの世田谷合同庁舎で開催されました。当会からは広瀬副会長が受彰されました。この感謝状は税務協力団体の組織活動を通じて、都税の広報活動等業務行政の推進に貢献した方に贈呈されるものです。広瀬副会長おめでとうございます。

尚、広瀬副会長は当会の副会長としてだけでなく、多方面でご活躍いただいております。今後も北沢法人会の認知度向上、また上位団体での大きな動きや情報を単位会にフィード

バックして頂けるものと期待しております。

* 北沢法人会以外の役職 *
全法連 福利厚生制度推進協議会 副

委員長 / 全法連 厚生委員会 委員 / 東法連 厚生共益委員会 副委員長 / 東法連 特定退職金共済会 理事



贈呈者代表の挨拶をする広瀬副会長(右)



渡辺都税事務所長(左)より感謝状を受け取る 広瀬副会長(右)

教えて！
税金八先生！

皆さん、こんにちは。今年の冬は本当に寒かったですね。これからは、春に向けて一雨ごとに暖かくなっていく季節ですね。季節の変わり目なので、体調には十分に気をつけて頑張っていきましょう。

Let's try!

第 1 問 たばこ 1 箱にかかる税金は、およそ何パーセントくらいになるでしょうか？

- ① 約 30% ② 約 45% ③ 約 60%

第 2 問 江戸時代、金貨に混ぜ物をするによって貨幣の価値を下げ、インフレを起こしてしまった将軍は誰？

- ① 徳川綱吉 ② 徳川吉宗 ③ 徳川慶喜



* 答えは 24 ページに掲載

女性部会新年会

平成 29 年 2 月 3 日（金）節分の日 に代々木八幡駅 徒歩 1 分トラットリア・アニメ・トウキョウ に於いて女性部会の新年会を開催しました。

皆さん開宴前から談笑は始まり自分の声が聞こえない程の大盛況。はじめに広瀬部会長の開会挨拶そして熊崎相談役の乾杯から宴はスタート。今年の新年会も「えっ！もう一度言ってください、聞こえないの」と何度も聞き返すという盛り上がりで女性は話が尽きない、引き出しの中のネタはいっぱいです（笑）。

今年も快く出席して下さった来賓の折元顧問、松林顧問、小野陸雄本部相談役、高橋監事より有り難い一言を頂いた後、自己紹介タイムで懇親を深め、松林顧問の中締め、山崎相談役の閉会挨拶で終えた。

食べきれない程の美味しいイタリアンとイケメンソムリエによるワインに参加者みな至福のひとつときでした。

参加して下さった皆様、有難うございます。笑顔と会話



の絶えないとても有意義な会でした。【参加者：34 名】
（女性部会副部長・広報委員 丸山 恵美子）

第20回 女性部会SKT連絡協議会に参加して

2 月 10 日玉川法人会女性部会主催にて玉川上水場を見学させていただきました。

玉川上水場は大正 7 年から給水を開始、しかし昭和 5 4 年水質の悪化により、工業用水道として送水を開始今日に至っています。丁度 80 年ぶりの点検で、薬品沈殿池など水がなく見ることは出来ませんでした。同敷地内には、研修・開発センターが有り研修の目的は人材育成業務及び技術技能の継承等、研修には国際協力機構を通じて海外のメンバーも受け入れています。

見学の後は、二子玉川エクセルホテル東急にて食事会と各法人会の女性部会の活動報告と有意義な意見交換懇談会となりました。なお女連協会長の熊崎さんより「税に関する絵はがき」が出揃い 3 月 1 4 日、東法連女連協の



おりに発表がある旨報告がありました。
（女性部会長 広瀬 節代）



本日は、甲株式会社の経営者Aさんが相談に訪れました。Aさんの相談内容と回答は次の通りです。

<Aさんの質問>

私は、甲株式会社を運営しています。先日、業務上ミスをして会社に損害を生じさせてしまった社員Bさんを懲戒解雇しました。また、懲戒解雇と同時に、会社に生じた損害を支払ってもらいました。

しかし、その後、Bさんから解雇の無効と、社員が会社に支払った損害金の返還を求める労働審判を提起されてしまいました。

- (1)労働審判とはどういう制度なのでしょう。訴訟とどのように違うのでしょうか。
- (2)今回の労働審判の見通しについて教えてください。

<Aさんへの回答>

(1)労働審判について

①訴訟に比べてとても早く事件が終結する

労働審判は、労働紛争に関して、原則3回の期日内に結論を出すこととされています(労働審判法15条2項)。そのため、手続きを申し立ててから事件が終結するまで、2カ月から3カ月で終了します。

労働訴訟の場合には事件が終結するまで1年かかることもざらにありますので、訴訟と比べるととても早く事件が終了します。手続きが早く進行するため、労働審判を有利に進めるためにはできるだけ早く証拠を集め、且つ、早期の段階でより説得的な主張を裁判所にアピールする必要があります。

②労働審判員が参加する

労働審判手続きには、裁判官のほか、労働審判員(労働組合の役員や企業経営者・企業の人事担当者など)という労働現場の実情に詳しい第三者が参加します。そのため、実態に即した適切・妥当な解決が図られることが多いといえます。

③調停調書や労働審判調書には判決と同様の強い効力がある

労働審判手続きの中で、双方当事者の合意が成立した場合には調停調書が作成され、合意が成立せず審判がなされた場合には、審判調書が作成されます。これらの調書が確定すると、判決と同様、強制執行をすることのできる効力を有します。

審判の結果に不服がある場合には、異議の申立をすることができます。その場合には、労働審判手続は訴訟に移行します(労働審判全体の事件のうち約8割の事件が訴訟に移行せずに終了しているようです)。

(2)今回の労働審判の見通しについて

①解雇が有効とされる場合

懲戒解雇は、

- (i)懲戒事由や懲戒の種別が就業規則に明示され、周知されている
- (ii)懲戒解雇事由の内容が合理的である
- (iii)懲戒解雇規定に該当する懲戒事由がある

の3つの要件を満たさない場合には、懲戒解雇は、解雇権を濫用したものとして無効と判断されてしまう可能性があります。

また、上記3つの要件を満たしていたとしても、懲戒解雇が他の従業員に対する処分と比べて平等な取り扱いでなかった場合、処分の重さが相当ではなかった場合、弁明の機会を与えるなど適正手続を経ていなかった場合、あまりにも時間が経過してから懲戒をしたような場合には、解雇権を濫用したとして、懲戒解雇が無効と判断されてしまうことがあります。

②今回の労働審判の見通し

Bさんに対する懲戒解雇が有効か否かは、Bさんがどれだけの損失を甲株式会社 に与えてしまったのか、Bさんのしたミスの態様・性質、同様のミスをした社員が今までどのような懲戒処分を受けていたのか、甲株式会社の就業規則の記載内容等々の事

情をよく調査しなければ判断することが出来ません。

仮に、解雇が無効と判断されてしまった場合には、Bさんを職場に復帰させるか、あるいは、一定程度の解決金をBさんに支払う形で和解をすることとなります。労働審判では、解雇が無効と判断される事案の場合には、給料の4か月から6か月程度の金銭を解決金として使用者から労働者に支払う形で和解が成立することが多いです。

③損害金の返還請求について

従業員が、そのミスによって会社に損害を与えた場合には、会社に対して損害賠償義務を負うこととなります(民法415条、416条、709条等)。ただし、会社は、会社に生じた損害全額を従業員に請求することが出来るのではなく、信義則上相当と認められる限度においてのみ、従業員に対して損害賠償請求をすることができるとされています。

どの程度、従業員に対して損害賠償請求が出来るかについては、従業員の故意・過失の有無、その程度、従業員の地位、職務内容、労働条件、損害発生に対する会社の寄与度(指示内容の適否、保険加入による事故予防・リスク分散の有無)などを考慮した上で決められます。

Bさんのミスの内容、程度、地位や職務内容等によっては、受領した損害金のうち一定金額をBさんに返還しなければならない、との審判がなされる可能性があります。

法人・個人の法律問題をサポート致します

世田谷総合法律事務所
 所長 弁護士 井上 侑
 <お問い合わせ先>
 〒155-0031 東京都世田谷区
 北沢2-23-13 伊達ビル4F
 TEL : 03-5779-8228
 (平日10:00~17:30 土・日・祝日を除く)



明日への新情報通信システムを構築する。
 情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
 ☎(3325) 5630(代) FAX(3325) 5686

おなじみの  サンケイグループです。

小泉機器工業株式会社

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4
 ☎042(366)7763 FAX042(366)2427

【営業所】 代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・
 吉田・多摩・東京西・練馬・日野・
 相模原・厚木・大和・湘南・小田原・
 相模大野・秦野・藤沢・平塚

業種で見る税法

企業の活動領域には、様々な業種があります。そこで、今回は、いくつかの業種を取り上げて、今まで見てきた税法基準がどのように適用されるのか、収益計上時期を中心に見てみようと思います。

□ 喫茶店業

(収益の計上時期の原則)

法人税法では、収益の計上基準について明文規定を設けず、「当該事業年度の収益の額は、一般的に公平妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」として、企業の健全な会計慣行に委ねていますが、企業の取引は多様であり、個々の企業の判断や会計処理に差を生ずることは課税の公平化という面では好ましいことではないので、具体的な売上収益の計上時期については、税務執行上の法人税の取扱通達等により、取引形態別に定めています。ちなみに売上収益の計上時期の原則は以下です。

(棚卸資産の販売による収益の帰属の時期)

2-1-1 棚卸資産の販売による収益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入する。

ここでは、棚卸資産（商品）の引渡しの日を売上収益の計上時期とする、つまり、喫茶店でコーヒーを販売した日を売上収益の計上時期とすることを定めています。

(収益の計上時期の特例)

喫茶店によっては、コーヒーチケット販売していることがありますが、その場合には、どうでしょうか？

コーヒーチケットを販売した時点で売上に計上する、というのがシンプルですね。でも、コーヒーチケットは商品の引換チケットですから、実際にコーヒーと引換えをした時点まで待つて売上計上するのが正しい気もします。ところで、この場合、チケットを購入したお客さんが、その存在を忘れてしまっずと引換えをしなかったら、それをいつ売上計上したらいいのか判断基準に迷います。

このようなケースについては、法人税基本通達2-1-39が取り扱いを示しています。

(商品引換券の発行に係る収益の帰属時期)

2-1-39 法人が商品の引渡し又は役務の提供（以下2-1-39において「商品の引渡し等」という。）を約した証券等（以下2-1-39において「商品引換券等」という。）を発行するとともにその対価を受領した場合における当該対価の額は、その商品引換券等を発行した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、法人が、商品引換券等（その発行に係る事業年度ごとに区分して管理するものに限る。）の発行に係る対価の額をその商品の引渡し等（商品引換券等に係る商品の引渡し等を他の者が行うこととなっている場合における当該商品引換券等と引換えにする金銭の支払を含む。以下2-1-39において同じ。）に応じてその商品の引渡し等のあった日の属する事業年度の収益に計上し、その発行に係る事業年度により当該商品引換券等に係る契約の移

転を受けたものである場合にあっては、当該移転をした法人の発行に係る事業年度終了の日の翌日から3年を経過した日（同日前に有効期限が到来するものについては、その有効期限の翌日とする。）の属する事業年度終了の時に商品引換券等の引渡し等を了していない商品引換券等に係る対価の額を当該事業年度の収益に計上することにつきあらかじめ所轄税務署長の確認を受けるとともに、その確認を受けたところにより継続して収益計上を行っている場合には、この限りでない。

まず、原則は、「チケットを引渡しした日の属する事業年度の益金に計上」としています。

次に、特例として、税務署に届出・確認を受けることを前提に、「実際にチケットと引換えにコーヒーを引渡しした日の属する事業年度で益金に計上」することを認めています。

さらに、引換えが行われていないチケットの取り扱いとして、次を示しています。

- ・ チケットを発行した日の属する事業年度終了の日の翌日から3年を経過した日の属する事業年度の益金とする
- ・ チケットに有効期限があるものは、その有効期限の翌日の属する事業年度の益金とする事を明示しています。

このように税法上の取り扱いが分かりました。では、原則と特例といずれを採用するか、それは、会社の経営上の判断になります。

原則的な方法は、チケットを発行した時点で収益計上する方法なので、事務作業は楽ですが、まだ販売していないコーヒーを、チケット発行時に売上収益として計上することになるので、売上収益が早期計上されることになります。

特例的な方法は、コーヒーを引渡しした時点で収益とする方法なので、売上収益は適正な時期に計上されますが、チケットを管理する事務作業が煩雑になりそうです。

ですから、会社によっては、その事業年度中に有効期限が到来するチケットを、事業年度の初めの期間に限定して販売する、というような方法により、適正な時期に売上収益を計上しつつ、事務管理の軽減も図る、といった工夫をしたりしているようです。

□ 学習塾・予備校

(収益の計上時期)

学習塾・予備校の授業料は、当月分を前月中に受取るケースがほとんどです。そこで、授業料については、入金時では前受金として処理し、授業が行われた時点で収益として計上します。

では、入会金、模擬試験の受験料、教材の販売についてはどうでしょうか。

入会金については、入会時で収益として計上しますね。次に、模擬試験の受験料と教材の販売ですが、模擬試験の実施時と教材の引渡しが行われた時点で収益として計上します。

* 以上見てきましたが、業種の違いによるローカルルールを認めながらも、法人税の基本的な考え方そのものは貫徹されている、ということが見て取れると思います。

お詫びと訂正

1月号の「経理の知識 セルフメディケーション税制（医療費控除）の特例が創設されました」の中で、「セルフメディケーション税制では、人間ドックやがん検診等の費用が控除の対象になります。」との記述がありますが、人間ドックや、健診、予防接種などの費用は、控除の対象になりません。お詫びして訂正いたします。

(東京税理士会北沢支部)

□ 執筆者の紹介

- ・ 税理士：川辺 洋二
- ・ 事務所所在地：世田谷区代田5-34-8 カーサ下北沢103
- ・ 電話番号：03(5433)8380
- ・ 主な著作：「コストダウンのための原価のしくみ（日本能率協会）」他
- ・ 主な講演先：早稲田大学、日本FP協会
- ・ 事務所ホームページ：http://kawabe-kaikei.com/



平成29年度 税制改正大綱

中小企業者に係る法人税の 軽減税率が延長される!

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成28年12月22日に平成29年度税制改正大綱を閣議決定しました。賃上げの促進や「攻めの投資」を支援するため、中小企業者について、法人税の軽減税率の延長や所得拡大促進税制の拡充、研究開発税制の見直し等が盛り込まれました。

法人税関係

■中小企業者に係る軽減税率の延長

中小企業者について、年800万円以下の所得に係る法人税率を15%に軽減する措置が2年間延長されます。

■所得拡大促進税制の拡充

中小企業者について、現行の支援措置(24年度からの給与増加額の10%税額控除)に加え、前年度比2%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の12%税額控除を受けることができます。これは、従来に比べて倍以上の税額控除となる可能性があり、中小企業者にとって朗報です。

■研究開発税制についての見直し

研究開発費(試験研究のための人件費や経費など)の一定割合(現行12%)を法人税額から控除する研究開発税制について、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大17%まで控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入されます。また、控除できる上限について、現行法人税額の25%までのところ、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大10%上乗せ(最大35%まで)する仕組みも導入されます。

■中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制における生産性向上設備に係る即時償却について、その対象

資産に全ての器具備品及び建物附属設備が加えられます。取得価額までの即時償却と、その取得価額の7%(中小企業者等は10%)の税額控除との選択適用が可能です。

■地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、一定の地域内に特定地域中核事業施設を新設又は増設した場合に、その設備投資について特別償却又は税額控除が認められます。

■確定申告書提出期限に関する延長特例の見直し

法人が会計監査人を置いている場合、定款の定めなどを勘案して、各事業年度終了の日の翌日から4ヶ月を超えない範囲で申告期限が延長できます。従来に比べ1ヶ月の延長で、株主総会の時期などについて自由度が高まります。

所得税関係

■配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者がいる場合に適用する配偶者控除が次の通りとなります。なお、合計所得金額が1,000万円を超える者については、配偶者控除が適用できないこととなります。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

また、配偶者特別控除の対象となる合計所得金額は38万円超123万円以下に変更になります。(現行は38万円超76万円未満)この改正により、配偶者の給与収入額が150万円までは、38万円の控除が利用できる可能性があります。本改正は、平成30年分の所得税から適用されます。

■積立NISA制度の創設

非課税累積投資契約に対する非課税措置(積立NISA制度)を創設して、従来のNISA制度と選択して適用することが可能となります。積立NISA制度の年間投資上限額は40万円で、非課税口座開設から20年間、その口座の配当等について所得税及び住民税が非課税となります。

相続税・贈与税関係

■事業承継税制の見直し

災害等の発生前に事業承継税制の適用を受けていた会社又は受けようとしていた会社については、被害の程度に応じて、雇用確保要件を免除すると共に、災害の被害を受けた会社が破産等をした場合には、経営承継期間内でも猶予税額が免除されます。

雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に端数が生じた場合に切り捨てることとなります。現行は切り上げ計算でしたので、小規模企業にとっては、有利に計算される場合があります。

事業承継税制と相続時精算課税の併用が可能となります。事業承継税制は、雇用確保要件などで取消が大きナリスクでしたが、相続時精算課税と併用することで2,500万円の控除と税率が20%で済むことでリスクヘッジが可能となります。

基本的には平成29年1月1日以後に相続・贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。なお、一定の経過措置が講じられる予定で、それ以前の相続税又は贈与税についても対象になる可能性があります。

■国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

国内に住所を有しない日本国籍を有する相続人に対する相続税の納税義務について、国外財産を課税対象外とする要件が、被相続人及び相続人が相続開始前10年以内のいずれの時点においても国内に住所を有したことがないこととされました。現行は5年以内ですから、ずいぶん厳しい要件となります。本改正は、平成29年4月1日以後の相続又は贈与に対する相続税又は贈与税について適用されます。

その他

■タワーマンションに対する固定資産税・不動産取得税

タワーマンション節税が問題視されていることを受けて、タワーマンションについての固定資産税・不動産取得税について、単純な面積による計算ではなく取引単価に応じた補正を行うことになりました。一般的に上層階は増税、下層階は減税されることとなります。

■車体課税の見直し

自動車重量税については、燃費基準を見直し2年間延長されます。また、自動車取得税に対するエコカー減税、自動車税におけるグリーン化特例についても、燃費基準を見直し2年間延長されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

～ 過 労 死 ゼ ロ 等 緊 急 対 策 ～

1. 厚生労働省の施策

昨年（平成28年）12月に厚生労働省は「過労死等ゼロ」緊急対策を取りまとめました。その背景には過労自殺等の痛ましい事件の発生などがあり、違法な長時間労働の実態や、過労死の防止対策の必要性が叫ばれていることがあります。皆様もあの大手広告代理店の事件などは記憶に新しいところでしょう。

2. 「過労死ゼロ」緊急対策の中身は

今回の緊急対策の概要は以下の通りです。

違法な長時間労働を許さない取組の強化

メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化

社会全体で過労死ゼロを目指す取組の強化

これらの中でも特に注目したいのは、①の「違法な長時間労働を許さない取組の強化」の具体的な施策として掲げられた「新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底」です。この新ガイドラインは「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」として公開されています。

3. 新ガイドラインとは

新ガイドラインは以前からあったいわゆる46通達（「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」）を踏襲して、より具体的になっています。

その対象とされるのは、「労基法41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される者を除くすべての労働者」となっています。あくまで労基法41条に該当する者であって、「管理監督者」という表現ではなくなっています。

しかしながら、このガイドラインが適用されない労働者であっても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う必要があることに留意しなければなりません。

また、「過労死等ゼロ」緊急対策で新たな取組として明示されていた以下の2つの事項も新ガイドラインに盛り込まれています。

ア 労働者の「実労働時間」と「自己申告した労働時間」に乖離がある場合、使用者は実態調査を行うこと

イ 「使用者の明示または黙示の指示により自己啓発などの学習や研修受講をしていた時間」は、労働時間として取り扱わなければならないこと等を明確化する

アについては、具体的に「入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間のわかるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいる時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査をして所要の労働時間の補正をすること」とされました。

また、「休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下におかれていたと認められる時間については、労働時間として取り扱わなければならないこと」とされています。このことから、使用者は労働者の労働に実態を適切に把握する必要が生じます。

イについては、「労働時間として取り扱わなければならない」時間のひとつとして、「参加することが業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間」が明記されました。

「客観的に見て使用者の指揮命令下におかれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること」とされています。よって、一概には労働時間であるかどうか判断され得るものではないことに注意が必要です。

また、もちろん労働者の自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設けるなどはあってはならないとされています。

4. 「かとか」の存在

以前にもご紹介しましたが、過重労働撲滅特別対策班という、いわゆる「かとか」の存在があります。詳細の説明はここでは省きますが、このように労働行政の一番の目玉の対策として取り締まりを強化していることは事実ですので、皆様の会社でもこれらを踏まえて十分な対策を行っていただきたいと思います。

松崎社会保険労務士事務所

人事・労務管理を通じて働きやすい職場を作り、会社の業績アップのお手伝いをします。

TEL.03(3307)3723 FAX.03(6909)1159

e-mail : mzk11450@xpost.plala.or.jp

HP : <http://www.matsuzaki-office.jp>

心のこもったセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営

販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱



株式会社ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2

TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705

<http://www.murakami-sousai.co.jp/>

消費税期限内納付

推進運動

実施中!



- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。



電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、
自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、
本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、
税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp

代沢・代田支部 望年会



平成 28 年 12 月 13 日（火）19 時から、代沢・代田支部の会員でもあるお魚の美味しいと評判の「魚肴みうら」さんで代沢・代田支部の忘年会を行いました。

参加者は 22 名。飯野会長にもご出席いただき、新しい方やなつかしい方などいくつかのテーブルに分かれてでしたが、みなさんそれぞれに美味しいお料理やお酒で話

が盛り上がって楽しい会となりました。

今回、若い方にも多く参加いただけました。今後の支部の活動にもご参加いただき新しい風を吹き込んでいただけるのではと期待しております。ご出席の皆様、ありがとうございました。

（代沢・代田副支部長 坂田 裕紀子）

代沢・代田支部 移動研修



平成 28 年 11 月 24 日（木）、代沢・代田支部では、人気の工場夜景クルーズ体験と横浜中華街で上海料理を楽しむ移動研修が行われました。「参加し易い夕方からの移動研修を」というリクエストが多かったことから 15:30 からのスタート。54 年ぶりの 11 月の初雪という記録的な天候にも関わらず、20 名以上の参加者全員が集合時間よりも早く集まり、予定時間を繰り上げてのバス旅行の出発となりました。

心配されていた雪も、大栈橋に到着する頃には止み、いよいよ工場夜景のチャータークルーズの始まりです。

最初は、みんな暖かい船内で、曇った窓とタオルで格闘しながら、外の景色をぼんやり眺めていましたが、思い切ってデッキに出ると見違えるようなきらめく光景。口伝えに結局全員がデッキに出て、ライトアップされた工場夜景を楽しみました。クルーズの後は、中華街 四五六菜館に移動し、3 つの大きな円卓を囲みながら、終始笑顔で、美味しい上海料理をいただきました。旅行を企画された役員の方々に感謝いたします。

（代沢・代田支部 橋詰 大慶）

千歳台・船橋支部 ちとふな祭りの税金クイズ

平成 28 年12 月18 日、「ちとふな祭り」は商店街主催のお祭りです。年末商戦の前にお客さまに日頃の感謝をこめてお客様に喜んでもらえるよう、満点カードのくじ引きや、つき立てお餅の配布や模擬店の他、舞台を作り芸能人を呼んだり、最近はマンションが増え、若い住民も子ども連れて大勢集まり中々の盛況ぶりです。

法人会も地域に協力をとテントを張り税金クイズを実施しました。「税金は何歳から払うでしょうか。」という問題は以前にも2回位同じ問題を



やっているが『この問題の出し方はおかしい』と言う人が表れた。

その理由は意味不明。絡みただけなのか？景品はフリーマーケットで集めた新品の品々100人分クイズに参加した人に選んでもらうやり方で評判は良かったようだ。残りの50は前回印刷しすぎた50枚い

つもと同じ花苗が景品。いやもっとあったお菓子の景品も出してきて又50枚追加。結局200枚、そのあとはハッシュドポテトを焼いて舞台の催事が終わる4時過ぎまで頑張った。

5時以後の反省会では舞台の工夫が必要だなどの意見があった。

(千歳台・船橋支部 支部長 山崎 登)

給田・北烏山支部 芋煮会



年の瀬も迫る12月17日、給田・北烏山支部の芋煮会が雲一つない冬晴の中、穴戸コンクリート横の広場に於て盛大に催されました。

芋煮会は申すに及ばず、山形の秋の野外行事に由来しています。

本来、家族、仲間が集い河原に大鍋を持って出かけ、里芋、蒟蒻、牛肉、茸、ネギを醤油で煮込む薄め、汁たくさんすき焼きの感じの鍋であります。

この日は最近の定番の豚肉入り、味噌味でありました。女性陣は打ち合わせ、前の日より大鍋8個分の仕込みに大わらわでした。

大鍋8個分からして会員、関係者、地域の大勢の皆さまが参加された事は“皆笑むや法人会の芋煮会”でありました。

それに、
☆社会福祉協議会の方々により、災

害対策の一環として、非常食のアルファーマイ（米5K・水8L・50食分）の実演・実食を受けました。

☆税金クイズのコーナー有

☆会員の皆さまの協力は勿論、支部長からの場所提供、里芋等の野菜提供、お握りの差し入れを受けたことに感謝いたします。

(給田・北烏山支部 幹事 上村^{かみむら}ともえ)

経堂支部 会員会議・新年会

平成 29 年 1 月 20 日（金）、平成 29 年最初の会員会議が開催された。当日は非常に寒く、小雨模様の日でもあった。

6 時より会員会議が開催され、各委員会の担当者より 11 月と 12 月に本部で開催された、それぞれの会議の説明がなされ、また新年度に向けての事業について、支部長並びに各委員会担当者から、それぞれの依頼がなされ、特に組織委員からは、来期に向けて新入会員の勧奨を一人一社の気持ちを持って当たって欲しい、と要望がなされた。

会員会議が約 1 時間で終了した後

に、同会場で一般会員を交えての賀詞交歓会を開催した。

この会場となったお店は、今期新入会員と成られた会員のお店で（新入会員紹介ページ掲載の店「煮込処のん」）2 階の小宴会の間に、21 名出席して開催された。

特に今回は新入会員以外にも会には初めての参加であるという会員が数多くみられた様であった。

このように新しい人が参加される事は先々頼もしい事ではないかと感じた。

経堂支部の恒例になっている、ささやかではあるが、空くじなしの抽



選会があり、大いに盛り上がりを見せて閉会となった。

この日ばかりは勧奨の事は忘れたいが、もう勧奨は始まっている事を肌で感ずる 1 日であった。

（経堂支部 副支部長 上柳 隆夫）

女性部会 せたがや梅まつり

平成 29 年 2 月 18 日（土）、今年も羽根木公園の「せたがや梅まつり」会場官公署コーナーにて、税金クイズを実施しました。

9 時から設営、景品等の準備を始め、10 時に梶原副会長の開会の辞、湯本税務署長に挨拶をいただき、広瀬女性部会長の挨拶後、すぐに税金クイズを開始。例年お天気が心配されますが、曇りながらお天気にも恵まれて梅を楽しむ来場者が多く、税務署長をはじめ 4 名の署員の方にもお手伝いいただき順調にクイズが進みました。

度々景品を渡すのに列に並んでいただくほどの人気で、答え合わせで「いやあ、勉強になりました。」と照れくさそうな方が印象的でした。12 時から 13 時まで休憩した後、14 時までには合計約 800 名の方に参加して頂けました。

全問正解の方には色とりどりのパンジー、又はフェイシャルマスク（保湿パック）も、その他多数の豪華景品があ



り、小さなお子様から高齢の方まで多くの方がクイズに挑戦されました。

社団化 35 周年の際に植樹した梅の木（大盃）も見ごろを迎え多くの方の目を楽しませていました。女性

部はじめ、青年部や会員の多くの皆様、お手伝いいただいたおかげで無事に終える事が出来まして深く感謝申し上げます。

（女性部会 幹事 鳥居 佐智子）



明大前支部・梅丘支部合同 新春祝賀会・地域別懇談会

平成 29 年 2 月 9 日 (木) 18 時半より、初台オペラシティ 54 階の東天紅にて「明大前支部・梅丘支部合同新春祝賀会・地域別懇談会」が催されました。

当日は久々の小雪が降り、また京王線の事故によるダイヤの乱れなどがあり、開始時刻が危ぶまれましたが、60 数名の参加者の殆どの方は遅れもなく到着したため、時間通りの開始となりました。佐藤副支部長（梅丘）による名司会にて、小野支部長（明大前）の開会の挨拶を皮切りに祝賀会がスタートし、松林顧問など来賓の方々にごあいさつを頂きました。

その後、新入会員紹介、衆議院議員、都議会議員の方々の挨拶などが行なわれ、19 時頃より、この催しのメインイベントでもあるお楽しみの余興がスタート。

余興では 立教大学マンドリンクラブの皆さんによる演奏と、浅場万矢さんによる津軽三味線の演奏が行なわれ、その後、全員に賞品が当たる「大ジャンケン大会」が行われ、来場者はワクワク気分でおみやげをゲット。

次に本年交代予定の新旧支部長が壇上に並び、拍手の中でごあいさつがあり、その中で小野支部長は、明大前支部と梅丘支部の合同開催によるご縁も、『駒場エミナスから東天紅に会場が移ってから、かれこれ 10 年程になり歴史を感じるものがある』と述べられました。

宴もたけなわとなったところで、最後に「青春時代」を来場者一同による大合唱など大いに盛り上がり、梅丘



司 会
佐 藤 梅丘副支部長



開催のあいさつ
小 野 明大前支部長



経過報告と閉会挨拶
千 葉 梅丘支部長

支部と明大前支部が合同で催している年に一度のこの祝宴では、日頃はあまり交流のなかった方同士が一同となって打ち解ける事が出来ました。

(明大前支部 幹事 本橋はるみ・副支部長 塩原孝夫)



乾杯の音頭 広瀬副会長



ガッツポーズの関口相談役



津軽三味 浅場万矢さん



左から佐藤梅丘副支部長、千葉梅丘支部長、善養寺副会長、小野明大前支部長、坂本明大前副支部長



立教大学マンドリンクラブのみなさんによる演奏

葬儀全般・家族葬・直葬・慶弔・生花・花輪
～ 霊安室も完備しています～

株式会社 北進 おくりびと

代表取締役 北澤 史朗

本 社：〒166-0013 杉並区堀ノ内1-17-2
世田谷営業所：〒156-0044 世田谷区赤堤5-4-4

TEL.03(3313)9444 <http://hokushin.e-whs.net/>

↑キラキラ↑透けている
「カード↑名刺」

CRYCA
クリカ

レギュラータイプ
50枚 1,980円
100枚 3,480円

★詳しくは www.uni-w.com にて

株式会社ユニワールド TEL.03(5376)7233

会員紹介 からだ元気治療院 世田谷北沢店 (代沢・代田支部)

からだ元気治療院は、高齢者や身体の不自由な方のご自宅や施設に訪問して、はり・きゅう・マッサージを行う治療院です。病院と同じで健康保険証が使えるので、1回の施術料金は、自己負担1割であれば300～500円程度です。(来院の場合には実費になります。)

自身の両親も含め、近隣の高齢化が進む中、高齢者が少しでも元気に生きていける社会を創りたいと強く思い、20年間勤めていた人材サービス企業を退職して昨年起業をしました。



優秀な鍼灸師にも恵まれ、多くの患者様に喜んで頂き、4人目の施術者の採用が必要な状態にまでできました。身体に痛みやコリがありながら、外出が困難な方がいらっしゃれば、是非ご相談ください。

株式会社ディライトブリッジング 代表：橋詰大慶
〒155-0032 世田谷区代沢5-28-1
TEL：03(6450)8370 (下北沢駅南口徒歩5分)

定休日：土日祝 営業時間：9:00～18:00
TEL：03(6450)8370

会員紹介 煮込処 のん (経堂支部)

2016年3月22日、城山通り沿いに開店致しました。

牛筋煮込(塩味)・白もつ煮込(みそ味)・牛ホルモンのトリッパ(トマト味)等の煮込み料理や、主人が作る鮭・チーズ・玉子等の薫製が人気です。

彩りの良い、身体にやさしい食事をコンセプトに、土日はランチも展開しています。(ランチピース300円、ランチ3種類880円より)



3月9日～3月14日は、開店1周年記念として全品10%オフも企画しております。今話題の寝かせ玄米ご飯も常備しておりますので、是非ご利用ください。(2階に座敷あります)

ご来店を心よりお待ちしております。

煮込処 のん
〒155-0052 世田谷区経堂5-29-22
TEL：03(6413)7277

定休日：水曜日、第三火曜日
営業時間：月～金 17:00～24:00
土日 11:30～14:00 17:00～22:00

★大山詣りが日本遺産に★

大山のお話Part2。

既にご存知の方もいるかと思いますがH 28年4月25日に「大山詣り」が日本遺産に認定された。

私は30数回登頂している大山に思い入れが強いので編集後記に選んでみた。申請者は伊勢原市で地域の活性化を図ることを目的とした上で「文化・伝統を語るというストーリー」で申請したという。ストーリーを語る上で欠かせないのが「魅力あふれる有形無形の文化財」

だそうです。大山詣りの起こりは鳶などの職人たちが巨大な木太刀を江戸から担いで運んで大滝で身を清めてから頂上にある本社に奉納していたことから始まった。江戸時代、江戸の人口が100万人の頃、年間20万人もの参拝者がいたそうで当時は手形不要の小旅行が関心を集め江戸庶民のあこがれの地だった。今でも大山の麓には先導師兼旅館が残っています。

今思えば一昨年前、日本遺産申請中にケーブルカーがリニューアルされ参拝

者が増え、認定後は遠方からの登山者も増え、地域活性化しているように観えます。ロマンスカーも停車数は少ないが伊勢原駅に止まるようになった。先人には申し訳ないが電車とバスを利用できる現在の環境に感謝しています。

これからも都心から近い所に残る豊かな自然とふれあい歴史を巡り、山頂から眼下に広がる素晴らしい景色を堪能し、大山にあこがれた先人の思いに触れながら登ろうと思います。

(経堂支部 丸山 恵美子)

★レディーファースト&ジェントル★

ずいぶん昔の話になるが、セビリア万国博覧会の時の感動の話。急な豪雨で皆雨宿りをする中、昼食時間も重なりレストランは長蛇の列。たまたま豪雨前から中華レストランに入店中だった私、注文料理を待っていたのだが、客席まで入り込んでいる待ち客の中でひと際目立つカップルがいた。様子を伺って見ている。他の待ち客は「早く席空かないか〜」

と睨み顔が目立ったのだが、そのカップルの紳士は、ひたすら連れに話をし、話振りと連れの笑顔でとても待ち列に並ぶ雰囲気ではない。待ち時間すら楽しんでいる。

しばらくすると、定員に連れられ二人のカップルが席へ、混雑の為相席、その紳士は『相席で失礼します。お昼を一緒に楽しみましょう。』と連れの女性を紹介し、自分も自己紹介。もちろん女性の

為にイスを引いて、座らせ自分も着座。注文後は4人で笑顔で楽しい昼食が始まった。あまりにも素敵で忘れられない光景だった。レディーファーストもジェントルという行為も、自然体で出来なければならない。そのためには、日頃から自分に意識付けをしなければと改めて思う。『なんたってカッコヨクカッコイイな〜』

(梅丘支部 竹股 克之)

★山と海と静岡県★

何十年前かの若い頃、『山と海のどちらが好きか』などという話を仲間としていた時期がある。私は中・高時代は山岳部(今はワンゲル部)に所属していたので、その頃は当然のことながら「海よりも山が好きだ」と言っていた。

しかし大学生になってからの友人は、何故か静岡県の海沿いに実家がある輩が多く、そこに遊びに行く機会も多かったせいか、今度は“海派”(?)になった。

そういえば静岡県は、富士山と日本第3位の高峰である間ノ岳を有する。東京・名古屋・大阪の三大都市の中間にあり、気候も寒冷から温暖まで…と、山あり海あり何でもござれの羨ましい県。

しかも昨今の静岡空港は、名前の上に“富士山”と冠したとたんに、外国人観光客が押し寄せる大盛況の空港となった。

以前から静岡は経済的にも恵まれていたが、昨今はなおさらの事だろう。

(明大前支部 塩原 孝夫)

一 訃 報 一

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

桜上水支部 会員

平成29年1月ご逝去

(株)タツミヤ

上原 繁氏

税金クイズの答え

第1問 答え ③ 約60%

たばこには千本あたりたばこ税(国税)5,302円、たばこ特別税(国税)820円、道府県たばこ税(地方税)860円、区市町村たばこ税(地方税)5,262円、合計12,244円の税金が課されています。1箱20本入りでは、12,244円×(20/1,000)=244円88銭となる計算です。1箱を410円とすると約60%が税金ということになります。

第2問 答え ① 徳川綱吉

江戸の政治も元禄の頃になるとたるんできます。元禄文化が栄え、赤穂浪士の討ち入りに狂奔した元禄時代は平和ではありませんでしたが財政事情が苦しくなる時代でもありました。その後、幾多の改革を経ますが、江戸幕府の弱体化には歯止めはかけられなかったようです。

ほうじん北沢2・3月号

平成29年3月1日発行

発行所 〒154-0022
東京都世田谷区梅丘1-43-1
公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦
広報委員長 竹股 克之
編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121
FAX 03-5450-7122

R100 当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

大好きな街を応援します!

法人・
個人事業主の
お客様向け

しょうわの法人向け
インターネットバンキングなら、
社員様への給与振込手数料や
当金庫内での
振込手数料は

0円です!

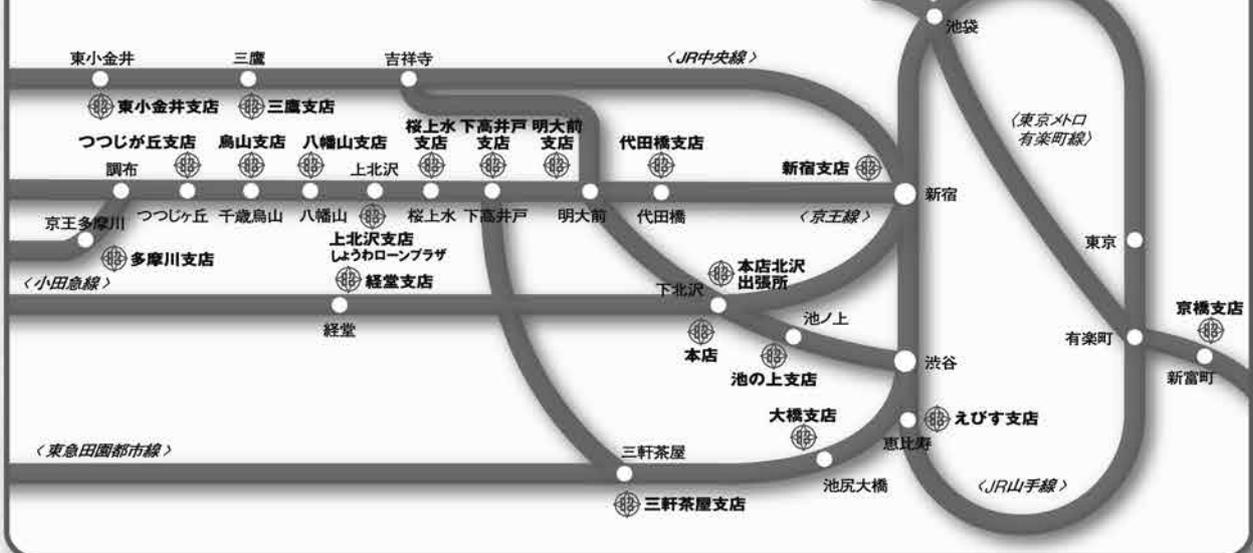
契約料 **無料**

月額手数料 **1,500円**
(税別)

●詳しくは、お近くの昭和信用金庫各店、またはホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.shinkin.co.jp/showa/>

平成27年4月1日現在

身近な昭和のネットワーク



本店 TEL(3422)6181	経堂支店 TEL(3420)4121	八幡山支店 TEL(3329)1021	上北沢支店 TEL(3302)8111
本店北沢出張所 TEL(3468)1451	鳥山支店 TEL(3300)1361	多摩川支店 TEL042(481)6211	つつじが丘支店 TEL042(482)0211
新宿支店 TEL(3342)3821	大橋支店 TEL(3469)0315	池の上支店 TEL(3422)3141	三鷹支店 TEL0422(47)3131
三軒茶屋支店 TEL(3421)6101	明大前支店 TEL(3323)0511	下高井戸支店 TEL(3321)4155	東小金井支店 TEL042(384)1521
京橋支店 TEL(3552)4091	えびす支店 TEL(3444)4211	代田橋支店 TEL(3328)0151	桜上水支店 TEL(3329)3241



昭和信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/showa/>

公益社団法人 北沢法人会の葬儀支援サービス

当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。
これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。
北沢法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。



大きなあんしん

トピックス

提携葬儀社「くらしの友」では お客様のご要望に合わせて、基本セットが選べるようになりました。

ご利用いただける祭壇の種類が増えて益々便利に!

葬儀支援サービスの基本セットでは、従来からの白木の祭壇に加え、ご要望が高かった、生花を用いた祭壇がご利用できるようになりました。

基本セット祭壇



白木祭壇

※供花は除きます



生花を用いた祭壇

さらに、料金をプラスアルファいただくことで祭壇のグレードアップができます。

ご利用例

※供花は除きます



基本セットご利用料金 + 10万円(税抜)



基本セットご利用料金 + 20万円(税抜)

葬儀支援サービス 2つのメリット

メリット 1 葬儀費用の軽減

北沢法人会会員本人及びご家族の方は、首都圏平均50万円相当の葬儀に必要な基本セットが **無料** ~ 315,000円でご利用になれます。

■ ご提供される基本セットの内容(例)

祭壇	お棺	寝台車	ご遺影(白黒)／お位牌(白木) 会葬礼状(100枚)／枕飾り ご遺体保存用品 (ドライアイス1回分) など
	 内装用品・納棺用品	 車庫から10kmまで	

※火葬料や会葬者への接待費用、寺院関係の費用など、基本セットに含まれない費用は別途ご負担いただけます。

■ 対象者と基本セットご利用料金

適用種別	対象者(ご葬儀の対象となる故人さま)	ご利用料金
第1種適用者	● 会員企業の75歳未満の全取締役 および 監査役本人	無料
第2種適用者	● 会員企業の75歳以上の全取締役 および 監査役本人 ● 本人の配偶者 および 子女 ● 本人 および 配偶者の両親 ● 本人 および 配偶者の祖父母	252,000円 (消費税込)
特別適用者	● 本人 および 配偶者の兄弟姉妹・ おじ・おば・孫	315,000円 (消費税込)

※第1種・第2種適用者は、くらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。
くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

メリット 2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟150団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

国内最大の葬儀社ネットワーク

全国504葬儀社 2,400を超える斎場施設

● 離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能

式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などのご葬儀も承ります。詳しくは担当の葬儀社とお打ち合わせください。

※加盟していない葬儀社や直営斎場では、当制度はご利用になれません。



全国儀式サービスのホームページで全国の葬儀社・斎場が検索できます。

全国儀式サービス <http://www.gishiki.co.jp>

【ユーザー名】 gishiki 【パスワード】 kitazawa_hou

家族葬、一般葬、社葬や
宗教・宗派問わず、各地域のしきたりに
合わせたご葬儀のご相談承ります。

● 葬儀のご手配、事前のご相談・お見積りはフリーダイヤルへ

【全国儀式サービス フリーダイヤルセンター】

24時間
365日対応



0120-421-493

ご利用になる場合は
「北沢法人会」とお伝えください。

このサービスは、万一の際、ご葬儀の詳細が決定する前にフリーダイヤルをしていただかないとご利用になれません。